

多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会 令和元年度第3回 会議録

日 時	令和元年7月24日(水) 18:30~20:30	場所	多摩市役所 西第1・2・3会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	小川、佐藤、須崎、奥田、高橋、市川、大石、折笠、木村、瀬尾、中原、川崎、永井	
	障害福祉課 (事務局)	阿部市長、小野澤部長、松本課長、田島課長、五味田係長、曾山主査、鈴木主査、神長主事、後藤主事	
欠席者	委員 ※敬称略	田川	
記録者	事務局		
項目	1. 開会 2. 障がい当事者・事業者双方の状況の共有及び意見交換(前回の続き) 3. 差別の定義について 4. 閉会		
	詳細		
1. 開会	<p>【事務局】</p> <p>これから第三回多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会を開催する。 まず開会に先立って市長の阿部より挨拶をさせていただきます。</p> <p>【阿部市長】</p> <p>改めましてこんばんは。本日もお忙しい中お集まりいただき本当にありがとうございます。私もワークショップの方に2回参加させていただいたのですが、その後の会合には参加出来ず、大変申し訳ございません。今日も予定が重なっており、この後すぐ出ていかなければならないのですが、一言申し上げたくて参ったのは、障がい者差別解消条例、これは仮称でありますけれども、それを進めていく副会長の木村英子さんが、今回の参議院選挙で、今週か来週には参議院議員のバッチが胸に輝く方になるということで、私も一言お祝いの言葉を述べに参りました。本当におめでとうございます。</p> <p>(拍手)</p> <p>今回の参議院選挙はメディアで報道の通り、投票率は今までで戦後2番目の低さでもありました。なかなか争点がない、話題がないと言われていた選挙ではありましたが、今回から特例枠という枠組みが作られ、その特例枠は、選挙区が統合された合区で立候補できない現職を救済するという事を規定していたようです。ただ、この特例枠というのは、その特例枠の候補者になると個人の選挙運動は一切できない。つまりご自身が、自分が立候補しているということで周りの人に「お願いします」ということは言えないんですよね。このような珍しい枠組みが今回から出来て、しかも新たに結成され</p>		

た「れいわ新撰組」という山本太郎さんが作られたこの政党がなんと重度障がい者の方を特定枠の立候補者にされ、そして見事、このお二人が国会の赤絨毯を踏むということになりました。

私も、選挙戦中で選挙公報を通して山本太郎さんの話を伺ったのですが、今回の企てというのはすごいことだなと思います。それはやはり言うまでもありませんが、重度障がいの方が自分の力で国会議員になるというのは非常に難しいです。これは国会議員だけではなく、市議会議員、町村議会議員でもなかなか難しいことです。

しかもそれはどこの議会でも、例えば多摩市議会でもし木村英子さんが、机の上に臨むということになった場合、議会事務局も相当面食らうと思います。今のままでは議場に座る席ありません。国会でもおそらくこのままでは議場に座れないのだと思います。つまり、あらゆることが、想定外のことが起きる。これもおそらく山本太郎さんは、当事者が国会に参加することによって、障がい者差別、あるいは合理的配慮というものがどういふものなのか、まずは国会から変えていってほしいというメッセージだったのだと思います。そう考えると、大変な出来事が起こったなと思います。木村英子さんにとってみればもしかすると、青天の霹靂であり、ご自身で私が立候補するといっわけではなくて、言ってみれば山本太郎さんから誘われ、しかも、気づいてみたら特例枠というところでの立候補者になり、そうなる自分からもよろしくお願ひしますと言えなくなってしまふ。そうした中で、この特例枠はもともと障がいを持つ方の立候補を想定している制度でもなかったわけですね。これを見事に使われた山本太郎さんを私はすごいなと思いました。ただ、これからが私は大変だと思います。

地元自治体の長として参議院議員が多摩市民の中から誕生したというのは最近で言うと参議院の東京選挙区から澤さんという方が当選されました。この方は公明党の議員として活躍していましたが、その澤さん以来です。私としてもぜひ多摩市民である木村英子さんに活躍していただきたいという思いと、それから実はこの後は本当に大変だと思います。

議員になったといっても、おそらく国会の中で迎え入れていただく仕組みであったり、それから、重度障害である木村さんの場合は 24 時間看護、介護体制が必要です。しかし、国会議員となると収入があります。そうなる福祉の費用で使っているサービスが受けられなくなります。しかも、普通に考えると、例えば会社の社員であったり、市役所の職員であれば8時から5時など勤務時間が決まっていますが、特別職公務員は労働基準法の対象外です。つまり労働基準法の対象外ということは、あらゆる法律が木村さんを守ってくれません。例えば、同じく特別職公務員である私が週に土曜日、日曜日を含め、月から金曜日まで全て働いているわけですが、労働のしすぎであると、誰も私を止めてくれる人はいません。市議会議員の方も同じです。時間拘束がないんですよ。そうなる、木村さんの日常の生活を誰がサポートするのかというのは、木村さんが参議院議員になった瞬間に生じます。

市政は法律に基づいて動いています。仕事を持っておられる議員ということになると、今の福祉の仕組みをどう使っていくのかということを決めていかなければなりません。

報酬がある方です。しかし、今言ったとおり特別職公務員なので、本来であれば、例えば会社に属せば、仕事以外のところではサービスが使えるはずなのですが、そうしたことがどうなるのかということも、国にお伺いを立てながらやっていかなければなりません。日本で今まで経験したことのない初めてのことで、私としては参議院議員である木村英子さんから責められては困るのですが、参議院議員である仕事を全うしていただきたいし、一方で多摩市民でもありますので、多摩市民である木村英子さんが生活に困らない、そんなことも守っていかねばならないということで、私としては、この条例作りとあわせて、現実問題として、重度障がいを持つ方が仕事をしていくということについて福祉として何ができるのかをきちんと考えていかなければならないということを実感されたということになりますので、場面によってどうしていくべきなのか、またどうすることが可能なのかということについても、経験したことのないことに突入しますので、私どももしっかりと支えて参りたいと思います。また一方で、障がい者差別解消条例を作っていくにあたって、お忙しいとは思いますが、これから先参議院議員になられた後も、条例検討市民委員を続けるか続けないかというのはご本人の意志でございます。ただそうは言っても、私としては、多摩の中で、どこまでできるかわかりませんがしっかり私の方も支えていけるように努力して頑張りたいと思います。これから先、ドキドキしながら、行政として何ができるのか、本当に厳しい場面が出てくると思いますが、皆さんからの応援もいただきながら進めて参りたいと思います。いろいろな話をさせていただき、さらにこの会合で、よりよき条例作りを進めていただければと思います。以上で私の挨拶を終わらせていただきます。木村さんが頑張って下さい。どうもありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

本日は田川副委員長から欠席の連絡をいただいている。それでは小川委員長、よろしくお願ひします。

【委員長】

第三回の多摩市障がい者差別解消条例の検討市民委員会を始めていく。第二回の市民委員会では障がいのある当事者の方から、あるいは事業所の方から、あるいは支援機関、あるいは市民の立場から様々な事例を挙げていただいた。

ただ、この委員会は、これから条例を作っていくので、決まりごとに皆様の意見をまとめていく必要がある。そろそろそういった作業に入っていきたいと思っている。今回は、第二回の続きでもう少し意見交換を深めていきたい。その後にメインテーマとして差別の定義、条例の中で「差別」というのはどういうことを指すのか、かなり具体的な言葉などを定めていく必要がある。また、元になる考え方はどういったことなのかということをお話し合っていたいただきたい。それでは、障がい当事者、事業者双方の前回の話し合いの内容をまとめたものについて事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

資料の3ページ、ルビ版の方も3ページの資料1「障がい当事者・事業者双方の状況の共有および意見交換（前回の続き）」をご覧ください。3ページの中段以降からが前回皆様から意見をいただいたものを事務局の方で分野別にまとめたものになっている。「住まい」というところを例にとって説明させていただくが、「住まい」分野の中の「差別だと思ったこと・困ったこと」というところは、主に障がい当事者の方、また市民委員の方からいただいた意見を分類しているものになる。また「不動産の現状」というところは主に事業者の委員の皆様からいただいた意見をまとめている。6ページまで、交通機関、お店、教育、その他ということで、前回いただいた意見を掲載している。一つ一つの説明は割愛させていただくが、万が一、抜けている意見や「こういう意図で言ったのではなかった」ということがあったら指摘して欲しい。

3ページの上の「各事例に対して」というところは、各事例に対して考えられ得ることを事務局から提案させていただいている。

まず「相手がその対応をした理由・背景」というところで、差別された事象、嫌な思いをした事象があった場合に、その背景には様々な理由があるのではないかとということで、考えられるものとしては「物理的、人間的な制約によるもの」「その人が単に知らなかったという理解不足によるもの」「個々人のモラルによるもの」「障がいのある方ということに気づいていなかった」などが挙げられる。

続いて「それは差別なのか」というところでは「不当な差別的取り扱いなのか」「合理的配慮が提供されていないということなのか」「障がい者自身が差別と感じたならば、それも差別とするべきなのかどうか」といったことも考えられるのではないかと思う。

そして「どう対応すれば良いか、何が必要か」ということで、これを考えることで差別の解消に向けた取り組みが見えてくるかなと思うが、例えば「調整すれば解決できる問題なのか」「解決するには物理的・人的問題などでお金がかかるものなのか」「障がい当事者が配慮を求めて声をかけてくれれば解決する問題なのか」「声をかけていただかなくても当たり前に対応すべき問題なのか」といった要素が挙げられるかと思う。

これらを踏まえて前回の話を深掘りしたり、委員の皆様同士で質問などをして意見交換をしていただければと思っている。

資料についての説明は以上。

【小川委員長】

ありがとうございました。前回、本当に様々な意見をいただいたが、それを事務局の方で領域ごとにまとめ、視点・属性・性質についての整理をしていただいた。これをベースに「前回もう少し意見が言いたかった」「今回の資料を見てもう少しこの辺を発言してみたい」という意見をいただきたいと思う。

その手前で、この資料そのものについて何か意見・質問はあるか。

<p>2. 障がい当事者・事業者双方の状況の共有及び意見交換(前回の続き)</p>	<p>【委員】 ～第二回委員会議事録についての修正意見～</p> <p>～その後、議事録は委員会の開催一週間後までに前回分の議事録修正意見を出すことに決定した～</p> <p>【委員長】 他に何かあるか。</p> <p>【委員】 資料がいつも遅い。もう少し早く送って欲しい。2週間前に送って欲しい。資料の中身をもう少し噛み砕いて書いて欲しい。</p> <p>【委員長】 時期について、資料は2週間前に送ってほしい、内容についてももう少しわかりやすく記述して欲しいという意見をいただいた。事務局から何か意見はあるか。</p> <p>【事務局】 今回資料の送付が直前で大変申し訳ありませんでした。2週間前に送付ということで第一回のときも折笠委員からお話しいただいたところであり、こちら早めに送付するよう努めていく予定であるが、1ヶ月に1回というペースで会議を開催しているということもあり、2週間前に必ず送付ということは約束が難しい。しかし、なるべく1週間より前には送るようにしたい。また、表現がわかりにくいということに関して、事務局の方で気をつけて参りたい。以上。</p> <p>【委員長】 確かに準備も時間が掛かり、市の方も大変という主張も十分理解できるが、委員が資料を読んで理解をするときにサポートも必要かと思う。これは障害の種類に関わらず、事前準備が委員の方たちも大変だと思うので、できるだけ努力をお願いしたい。</p> <p>それでは、内容の方に入っていきたいと思うがよろしいか。前回いろいろな意見を挙げていただいたものを整理して資料にまとめてもらった。それを見ていただき、前回時間不足で言い足りなかったことがあると思うので、何か意見があれば30分程時間を取って補足の意見交換をしたいと思う。何か意見はあるか。</p> <p>【委員】</p> <p>① 資料3ページ「住まい」分野の二番目、「良い物件があったのに障害があると分かり断られた」とあるが、知的障がい者に対してはどのような対応をしているか。</p> <p>② 「交通機関」分野の「バス事業の現状」に「バリアフリー研修を実施している」と書</p>
---	---

いてあるがどのようなことをしているか。もし知的障がい者の研究をやっていないなら入れて欲しい。

- ③ 「お店など」分野で言いたいこと。レストランのメニュー表に絵があった方がわかりやすい。地域のお店では知的障がい者に対してどう対応しているか。
- ④ 「教育」分野の「教育の現状」に障がい者も普通学校に行ける旨が書いてあるが、今障がい者で普通学校に通っている子どもはいるのか。また、「就学支援シート」とは何か。

【小川委員長】

ありがとうございました。ディスカッションを進めていくきっかけとして、これについて答えていただきたい。それほど具体的でなくても、知的障がいの方への対応の現状などでも良い。まずは委員の方から住宅問題についてお願いします。

【委員】

憶測が入ってしまって申し訳ないが、話をさせていただく。不動産会社は、お客様が来店して「この物件に入りたい」という話を伺う。その際に、お客様の年齢、家族構成、勤務先などの調書を取らせていただく。それを基にアパートのオーナー(所有者)に「こういう方がこの物件を希望されている」という話をする。そこで不動産会社は契約を進めていくかお断りをするか、という話になる。

資料に記載されている事例がいつの時点で物件を断られたのかわからないが、場合によっては不動産会社の方が、オーナーが取り合ってくれない可能性があるので最初に断ってしまったという可能性が否めない。前回お話をさせていただいたが、営業マンによっては偏見を持っている方がいるのかなという気はしている。

ただ、不動産会社だけが断りをしているケースもあれば、基本的にはそのアパートのオーナーの判断にもなるのが普通の流れになっている。

【委員長】

私から補足の質問をさせていただく。調書を作る旨の発言があったが、その調書には「障害の有無」「障害の種類」について記入する欄はあるか。

【委員】

調書については不動産会社各社で帳票の内容が異なる。一概には言えないが、障害の有無や障害の種類などについて記入する欄は基本的にはないケースが多い。そのような帳票を私は見たことがない。

【委員長】

それでは次に交通機関、バリアフリー研修について説明をお願いしたい。

【委員】

京王電鉄バスの者です。バリアフリー研修とは、まずはハード面、路線バスでいうと、車いすのお客様が乗車するために必要なスロープの使用をまず確実に全員が行えるようにするという研修を行っている。

余談になるが、他社では車いすのお客様を乗車いただく方法を知らなかったということで問題になった事例もあったが、弊社ではそういったことは新入社員の教育のときに行っているため、車いす使用の旅客にご乗車いただく手順を知らないという者は乗務員の中にいない。そのような研修を第一に行っている。

更に、全員ではないが、交通サポートマネージャー認定研修という派遣をしている。ここでは、障がいを持たれている方がどのような身体状況、精神状況であるのかというのを学ぶ。

「知的障がい者の方に対する理解を深める研修をしているか」に対する回答としては「なかなかそこまではできていないというのが現状」という報告をさせていただく。以上。

【委員長】

交通サポートマネージャー認定研修というのは京王電鉄バスグループだけの研修ではなく、公共交通機関全般に関わる研修ということか。

【委員】

もう少し詳しくということであれば調べて参りますが、京王単独というものではない。もう一つ補足する。「交通行動東京」という障がい者の団体組織があるが、その組織と運輸業界で意見交換をするということは年に一度必ず行っており、そこに弊社も参加している。

【委員長】

ありがとうございました。バリアフリー研修ではスロープの使用方法等、主に身体障がいの方を中心とした対応が円滑に進むような研修を行っている。ただ、知的障がいの方の対応については、このバリアフリー研修の中ではまだ扱われていないという答えだった。

【副委員長】

バリアフリー研修についての意見。スロープバスを使う場合、バスを止めてスロープを出して乗り込んでシートベルトをする。そうすると概ね5分、あるいはそれ以上時間が掛かる。お客様の中には急いでいる方もいる。「早くしてくれ」と言葉では言わないが、少し時間が掛かって迷惑だなという顔をするお客様もいると思う。そのことを乗務員もよくわかって気にしている方もいる。

悪い例として、車いす1人でバスを待っていると、停車しないで無視して行ってしまうバスがいる。他にもお客様が沢山待っているときには止まるが、たまにそういうこともあ

る。
また、乗務員によっては「早くして欲しい」ということを言えないがためにイライラして当たってしまったり、イライラしながら作業する方もいる。
そこで、例えば「障がい者の方が今乗り込みますので皆様ご協力をお願いします」など、一声アナウンスや声かけがあればイライラ等が少しは軽減できるのではないかと思う。
障がい者の方に慣れていない方、障がい者のことをよく知らない方が多いため、時間が掛かってしまったりするとお客様も乗務員の方もイライラしてしまう。これらは言葉に出さないで明らかな差別ではない。明らかな差別ではないが、雰囲気で伝わる。それによって「迷惑だな」と思うお客様が増えていってしまう。そこを少し工夫して欲しい。研修の中にも精神的なもののバリアをなくすソフト面の研修方法を考えていただくとありがたい。

【委員】

ご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、積極的に周りの方にも案内して欲しいという障がいをお持ちの旅客がいる反面、障がいを持っていることを不特定多数の旅客に伝えないでほしいという方もいる。障がいを持たれている方であると見て分かるお客様の場合は、一般の方に理解していただけるということはある。一方で、「障がいをお持ちの方をバスにご案内中なのでしばらくお待ちください」と文言で案内すると、それが嫌味に聞こえてしまうということもあり、そのようなアナウンスを敢えて行わないようにしているのが現状。

一般の方の無言の圧力というのは正直あり、乗務員自身も感じている。ただ、それも含めて乗合バス事業を営んでいるという認識であるので、一つ一つの動作を確実にやり、乗車対応に5分ほどかかることもあるが、それも含めてお客様にご理解いただく、という旅客対応の方針で行っている。この問題は私達も悩んでいる。

乗務員は、「車いすのお客様がいらっしゃると嫌」ということは決してない。今は多くご利用いただいている環境下にあるので、一般のお客様同様に対応している。車いすのお客様が待たれている状況でバス停を通過することは乗車拒否に当たるので、そこは厳しく指導している。乗車拒否があったことについて、そのような事実を私達は確認できていないが、過去にそういうことがあったということでは申し訳ないと思う。乗車拒否が仮にあった場合についてはお話をいただきたい。そのような個別の情報に対して乗務員指導、教育を行うことは大事なことで、特に乗車拒否は、私達も厳しく指導していかなければならないと思っている。

お客様が沢山いらっしゃって車いすのお客様が乗れるスペースが限られているという場合でも、そういう場合こそ、お客様にご案内してスペースを空けていただくような声かけをする。それでも乗車不可能な場合は、「申し訳ございませんが次のバスでもよろしいですか」という案内をするが、そのときは運行管理者という事務所に連絡をして、後続のバス乗務員にそのような状況であると伝える等の工夫や努力をしている。

【委員長】

大変具体的な説明で、双方の見解が互いに伝わりあったのではないかと思います。

続いて、委員の質問③について。③地域のお店では知的障がいの人たちにどういう対応をしているか。レストランのメニュー表などに絵があるとわかりやすいという意見。そして、④教育についての質問もあった。続いてお話をさせていただきたい。

③地域のお店の問題について、全体的な様子等、わかる範囲で良いので発言していただける方はいるか。

【委員】

商工会議所の者です。各お店の障がい者に対する対応については正直私どもの方で把握していない。何かご希望の場合はお店に直接相談をする等していただければ、お店側も意識が高まっていくのではないかと考えている。

【委員長】

多摩の商工会議所ではなかなか個別の様子についてはわかっていないとのこと。ただ、もしお店の対応で非常に具体的な差別があれば、障がいのある方が市役所等に申し立てをすれば、差別の案件として市役所は把握できる。

市役所が把握している中で、これまで多摩市のお店で知的障がいの方に対して著しい差別があったという話は挙がっているか。

【事務局】

市役所の方にそのような差別があったと声が挙がったことは今までないと記憶している。ただ、こちらに挙がってきていないだけで、差別だと感じている人ももしかしたら現場の中ではいるのかもしれないと感じている。

【委員】

お話したいこと。「障がい者が受けるだけ」の話になっていると思う。例えば、待っているバスが通過してしまったというとき。バス停にボタンをつければ「私います」「必ず止まってください」ということがアピールできると思う。

現在、何かを待っているだけではなくて、「私がいる」ということをアピールできるボタンのようなものがどこにもない。これも問題だと思う。これはあらゆる話に結びつく。お店に行って注文をして、断られる、差別を受けて帰る。市役所に申し出る。そういうことをしていると既に遅い。実際に差別を解消したいのであれば、市もある程度お店に前もってお願いをする等、そういったところを行った方が評価できるのではないかと思います。お店に行って、普通に食べて帰れる。それが基本。

行った後、問題が起こったら受けますではなくて、何かお店に前もって「こういうふうにしてください」等お願いする、そういった工夫を具体的にやっていただける差別解消条例作りをしてほしい。

内容に関して思ったこと。防災面の話が全く出ていない。差別解消条例とは少し違うのかなということもあるが、条例とは何なのか、暮らしだけの問題なのか、そういったことを考えたときに、「生きること」もすごく大事なことだと思う。大雨が降ったとき、地震が起こったとき、そういった所で困ることは沢山あるので、条例と別ではなく、そういったところも対応して欲しい。

【委員長】

ありがとうございます。前回の話の中でも「障がいのある人になかなか気がつかない」「障がいのある人がどのようなサポートを必要としているのか気がつきにくい」という意見も出た。もう一度委員の発言を参考にしてその必要性について頭に入れて議論を進めたい。

一方で、先ほど話があったように、障がいのある方が自身の障害について広く示すことを望まない場合もあり、事例ごとの検討が必要なのではないかとも思う。

今の話の関連で何か意見はあるか。

【委員】

相互理解がキーワードになると思う。今まで知識のなかった市民の方にとっては必要な配慮は申し出ていただかないとどうしてもわかりづらいところがあると思われるので、当事者の方も必要な配慮を日ごろから整理をしていただき、互いに理解するためのツールのようなものがあればいいと思う。本日「精神疾患を持つ方が働くための合理的配慮の会話帳」を配らせていただいたが、互いに会話やコミュニケーションを通してわかり合えるものがあるのかなと思う。これは精神障がいがある方が働くための合理的配慮の会話帳ということで、当事者 50 人くらいにアンケートを取り、必要な配慮について調べ、まとめたものになっている。前回のこの委員会の中でも少し紹介したが、冊子の 35 ページに「私が働く上で困難に感じること」と「私にとって必要だと思う配慮の内容」というページがあり、私は普段サポートをする上でこのツールを使っている。この冊子は「働くこと」ということだが、それ以外の様々な場面においても使えると思う。今後、条例作りに取り組んでいくに当たり、レストランや色々な事業者に働きかけたりする際に「リーフレットをつくったらいいのではないか」ということも意見として出ていた。リーフレットの中に相互理解のためのツール(当事者の方は必要な配慮を申し出やすいようなもの、事業者の方は目の前にいる当事者の方の必要な配慮を引き出しやすいようなもの)を入れて、毎度手にとっていただくと良いのかなと思った。

また、6 月のワークショップのときに「様々な方に注目してもらえるよう、リーフレットに多摩市ならではのサンリオのキャラクターを入れてはどうか」という意見が参加者からあった。今まで関心がなかった人に少しでも興味を持ってもらえるような工夫である。

条例と共にリーフレットづくりも大事な理解促進のためのツールであると思う。

【副委員長】

当事者が言いやすくなるツールはとても大事だと思う。ただ、健常者にとっての合理的配慮は皆さん知らずに受けている。知らず知らずに社会が円滑に回るように、健常者の人が困らないように、大勢のところには配慮されている。しかしそれは障がい者の人にとってはもう少し工夫のいる合理的配慮が必要なので、条例を作る等を行っている。申し出るといふ行為は、かなりのバリアがある。性格によっては言いづらい人もいる。私も初め、全然言えなかった。最近は昔に比べて明らかな差別は減ってきている。ただ、例えばお店に入りたいと思ったとき、店員さんはどうぞと言ってくれるが、目の前に品物が沢山あり通路が通れない。気持ちでは「入ってください」と言っても物理的に入れない。本日は東京都の「みんながまた来たくなるお店づくり」という冊子を皆さんに配った。商工会の方は、ぜひ車いすの人や知的障がい者が売り場で困っているときに「何か取りましょか」と声かけを行う等、具体的にお店の方に指導して欲しい。少しずつ冊子も配られているので見ればわかると思うが、商工会の中で合理的配慮をどのようにすれば良いかということ話し合えるような場を持っていただきたい。

【委員長】

相互理解や周知をどのように行っていくかという点で、行政の役割と民間の事業者団体の役割の複数の階層が必要なのではないかという意見だった。

それではもう1度委員の質問に戻る。④教育についての回答をお願いしたい。

【委員】

多摩市の教育センターの者です。二つ質問をいただいた。一つは「障がい者で普通学校に通っている子どもはいるのか」ということ。これについての回答は「実際に通っている子どももいる」。保護者が通常の学級に通わせたいという思いに至るには様々な理由がある。十分に入学前に保護者と話し合いを行い、通常の学級でできることについて合意形成を図りながら指導をしている。ただし、保護者の考えも時々によって変化する。常に保護者の話を聞きながら、こういった内容の指導の機会があるのか、その先の進路はこういった可能性があるのかということも含めて話をしている。

もう一つ、就学支援シートについて。就学支援シートとは、保護者の承諾の下、未就学時に行ってきた工夫、支援等を記載して義務教育機関と情報を共有する、というもの。情報の引継ぎを行うことで、進学後に必要な支援を円滑に行うことが可能になる。多摩市教育委員会としては幼稚園・保育園から小学校だけではなく、小学校から中学校、中学校から高等学校という段階でも就学支援シートを使って欲しいと考えており、それぞれ関係者に伝えているところである。

【副委員長】

就学児健診が問題だと思う。就学児健診のときに障害があることがわかると「お宅のお子さんは障害があるので、手厚い教育を受けられる養護学校が良いのではないか」と教

<p>3. 差別の定義について</p>	<p>育委員会に勧められる。親は、子がいじめられないか、先生はしっかりみてくれるのか等、子の学校生活に非常に不安を抱えている。不安があるなら、専門家がいる、設備が整っていて、一人一人手厚い教育をしてくれる養護学校が良いのではないかと指導していく。そうすると自然とそこで分けられてしまう。就学児健診自体、私は反対である。子供を分けないように、「普通学校で育てていくにはどのように人員を配置したら良いか、設備を作ったらいいか、その校長先生や担任の先生がどのような指導をすれば他の子とやっていけるのか」ということを具体的に進めて欲しい。今の時点でも逆行しているように思う。</p> <p>障害と言っても、目に見える障がいでない方も沢山出てきている。どんどん分けられている。このままだと思いやりも生まれないうえに、差別が増えていく原因になると思う。</p> <p>【委員】</p> <p>就学相談を受けるか受けないかということは、保護者に選んでもらっているのが義務ではない。また、就学児健診を受けない方もいるが、小学校に入ることによって保護者が様々な不安を感じる場合があり、小学校での生活についての説明や、健康面のことも含めて各小学校で行っている。就学児健診の段階で特別支援学校に行くように勧めることは現在行っていない。もし実際に就学児健診で学校や就学児健診に携わる教員から特別支援学校を勧める旨の発言を受けたということがあれば、教育委員会としてしっかりと指導していきたい。</p> <p>【委員長】</p> <p>ありがとうございました。いろいろな意見をいただいた。まだ意見交換を行いたいとは思いますが、時間を経過しているので今日の本題に移る。</p> <p>この条例において差別をどのように定義していくか、ということについて事務局から説明をいただき、それについて意見交換をしたい。</p> <p>【事務局】</p> <p>資料の7ページ、ルビ版は9ページ。資料2をご覧ください。差別の定義についてということで、まずは障がい者の差別をわかりやすく条例で定義するための分類案であるが、事務局の方で案を作成した。こちらで決定というわけではなく、本日意見をいただいたものを踏まえて条例の条文案(次回の委員会で発表予定)の基にしていきたいと考えている。</p> <p>まず差別の分類。「不当な差別にあたるもの」「合理的配慮の不提供にあたるもの」「上のどちらにも含まれないが、差別だと感じるもの」の大きく3つに分類できる。</p> <p>「不当な差別にあたるもの」の例としては「障害のあることで相手にしてもらえない、無視される」「障害があることで他の人とは違う対応をされる」等があると考えている。</p> <p>「合理的配慮の不提供にあたるもの」の例としては「困っていると申し出たのに受け止めてくれない、助けてくれない」というものがあると考えている。</p>
---------------------	--

「上のどちらにも含まれないが、差別だと感じるもの」の例としては「困っているのが目に見えてわかるのに無視される、助けてくれない」「障害があることで嫌なことを言われたり、嫌な態度をされたりする」「制度やルールなどが障がい者のことも考えたものになっていない」というものがあると考えている。

続いて『多摩市の条例として差別をどのように取扱い、対応していくのか』について。法律では不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が差別と定義されている。正確には、差別禁止の障害者差別解消法の条文では「不当な差別的取り扱いをすることによって障がい者の権利、利益を侵害してはならない」「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮しなければならない」といった文言で表現されている。多摩市の条例での定義では、これと同じとするだけではなく、障がい者が差別と感じることも解消していくという姿勢が示せたら良いのではないかと考えている。

また、障がい者が差別を受けたと声を上げたとき、差別なのかどうかを判定することよりも、どうしたら差別と感じる出来事が解消されるのか調整・対応すること、同じような出来事が起こらないような環境を整えていく事を市が進めていくことを条例の中で示せると良いのではないかと考えている。

差別の定義に「上のどちらにも含まれないが差別だと感じるもの」を含めると、個人の受け取り方によって大きく変わってしまうということや、好き嫌いなど個人の感情が含まれるという可能性があり、かえって差別とは何かという定義がわかりづらくなることも懸念している。そのため、差別の定義という項目については法律などと同じ内容にして、市や市民事業者の責務、役割といった項目に「上のどちらにも含まれないが差別だと感じるもの」で挙げたような差別が起こらないよう心がけていきたいと思いますといった内容を入れたり、相互理解という項目を設け、障がいのある人もない人も相互に理解を深めるなどといった内容を入れていく整理の方が良いと考えている。

『第2回委員会で意見交換されたことで見えてきたこと』ということで、「知らないことによる障がい者への偏見がある」「周知不足や知識不足から障がい者が理解されていない、障がい者にどう対応したら良いかわからない」「障がい者側からは、もう一步踏み込んだ配慮、気配り、声かけ、表示などが求められている」「障がいのある人とない人が触れ合う機会がなく、距離が離れていることから、お互いの困難な状況や事情を理解しあえる感性が鈍っている」ということが見えてきた。それらを受けて、障がいのある方に対する配慮・周知を進めていくといったこと、障がいのある人とない人の相互理解について条例において取り組んでいく姿勢が示せると良いのではないかと考えている。

これらについて、差別の分類、どのように定義付けるか、書いてあること以外で「差別に関してこういうことが必要なのではないか」等、皆様から意見をいただきたい。

【委員長】

ありがとうございました。資料2について何か質問等はあるか。

資料について質問が無ければ、差別の定義についての考え方、方向性について意見、質

問があれば意見交換を始める。

【副委員長】

知的障がい者ではわかり辛い言葉が多すぎる。会議でも何を言っているのかわからないときがある。熟語や専門用語の意味を書いて欲しい。「分類に当てはめたらどうか」と言われてもわからないと思う。市役所はその点についても考えて欲しい。

【小川委員長】

委員から出していただいた資料では、かなり具体的に「こういったことがわからない」と指摘いただいている。その通りであると思う一方、もともとの法律が難しい言葉を使っており、難しい用語を一般的な柔らかい言葉に直していくのはなかなか上手くいかない部分もあると思う。

これまで多摩市の方で他の市の条例を都道府県レベルから区市町村レベルまで勉強していただいたが、その中で平易な言葉を使っている条例はあったか。あるいは簡略版を準備しているものはこれまであったか。今わかる範囲で良いので教えて欲しい。

【事務局】

他の自治体で条例作っているところとしては、国立市が当事者の方々といろいろな意見交換をしながら作ったことを把握している。知的障がいのある方だけでなく、他の障がい者、障がいのない他の市民にとってもわかりやすい条例にするにはどのようにすれば良いかが条例作りの大きな課題の一つであると考えている。今回示した資料 2 も、出来るだけわかりやすいように工夫してみたものの、わかりづらいという意見をいただいた。やはり意見交換をしながら作っていかねばならないと思う。

本市が策定している障害者基本計画書、福祉計画は「わかりやすい版」というものも作っている。そこで、例えば、条例としては若干難しい文言かもしれないが、それをわかりやすくするように差別解消条例でも、わかりやすいパンフレット等を作り、知的障がいの方にも内容がわかりやすいものを示していくことはできる。条文のつくりこみについて工夫しながら、皆様の意見もいただきながら検討していきたい。

【副委員長】

差別の定義については今日決めなければならないか。この資料は直前に送付され、わかりにくい文言もある。もう少しかみ砕いて説明をして、しっかりと本人の意見をまとめた方が漏れがないのではないか。

【委員長】

それについては私の方から考え方を述べさせていただく。本日差別の定義について決める必要はない。流れとしては、差別の定義について本日様々な意見をいただき、その意見を条例の言葉にしていくという作業を夏から夏以降にかけてしていきたい。

言葉遣いについて。この会議ではできるだけわかりやすい言葉を使うようにますます心がけていきたい。

最終的に条例にするときには①障がいのある方にわかりやすくする必要性②市民や事業者の方たちにわかりやすくする必要性③法律の文言として通用する必要性、の3つの必要性がある。この3つを全て兼ね備えるのは難しいので、まずは条例を作った上で簡易版を作っていく、という方向性で考えたらどうか。言葉の難しさについてはそのように整理をして進めていきたい。

それでは定義について。資料2の定義がまだわかりにくい部分もあるかと思うが、自由に意見をいただきたい。

【委員】

資料2「差別の定義について」の中で「助けてくれない」という表現があるが、この表現が引っかかる。助けてもらうのを待っているのか、助ける配慮が必要なのか、そこが曖昧になっていると思う。「助けてくれない」という言い方は、相手に任せている。それは言い方が少し違うと思う。「助けるも助けないも自由に任せる」という考え方なのか。助けるのか助けないのかということは相手が決めることではないかと思う。その辺りをどのように考えているのか事務局に聞きたい。

【事務局】

「助けてくれない」という表現について、今日の資料を作る際も悩んだところである。アンケート結果の中に「手助けしてほしいのにしてもらえない」という表現があったので、このような表現を使った。どのような表現が望ましいのかということは皆様の意見を聞きながら考えていきたい。

【委員】

「助けてもらう」というのはやはり相手任せの表現のような気がする。差別解消条例ということに関しては、強い表現にはなるが、私個人としては「配慮すべき」「助けてもらうべき」というようなはっきりとした表現にさせていただいた方が良いと思う。

【委員長】

手助け、配慮を要求した場合には、きちんと配慮が提供されるべきであり、そこについて明確に表現すべきだという意見かと思う。

【副委員長】

「助けてくれない」という言葉は、こちら側が助けを求めているように聞こえる。助けを提供する側の意思に委ねられているようなニュアンスで伝わる。条例である以上、合理的配慮を「するべきだ」と定義しないと、条例としては強制力がないのではないかという意味かと思った。

【委員】

ある程度強い表現が必要だと思う。

【委員長】

その他、差別の定義について何か意見はあるか。大枠の方向性について今日意見交換をしておきたい。

～しばらく委員からの意見なし～

【委員長】

私もこの資料を作る手前のところで多摩市とは意見交換をしたが、国の法律や都の条例に書いてあることをそのまま多摩市が重複して条例を定めても意味がないと思った。国の定義、都の条例の焼き直しをするのではなく、そこではカバーできていない問題について目を向けた方が良いというのがこの資料にあらわれている。

実際に条例を作っていく際どこまでカバーできるかはこの先の課題になるが、「困っているのが目に見えてわかるのに無視される、助けてくれない。障がいがあることで嫌なことを言われたり嫌な態度をされたりする」等、法律では示されていない部分(全体の信条や雰囲気など)で実は障がいのある方が差別だと感じていることがたくさんある。これについてはどうしても国や都の法律ではカバーできないので、考え方、姿勢、心構え等、理念的なものになるかもしれないが、具体的にどういった方法で促進できるのか、そこについてこの条例の中でできるだけ定めていきたい。

【委員】

島田療育センターに入所されている重度の知的、身体の障がい者にとっては自身で訴えるということが難しい状況にある。自身で発信できない人が適切に保護されるような状況をきちんと維持することも必要だと思う。具体的には、虐待についてもある程度触れなければいけないと思う。心的、身体的に傷つけられるということも不当な差別に当たる事例として挙げていただきたい。訴えられない人は何も言えずに終わってしまうというケースも多々ある。

また、それがきちんと代弁者によって明らかにされることも保障されるべきだと思っているので、そのあたりも考慮して欲しい。

自分自身が傷つけられるという事象はやはり差別に相当する。代弁する人をきちんと据えるということも、差別解消に繋がると思う。

【委員長】

ありがとうございます。他にあるか。

他の法律との整合性の中で、多摩市の条例が何をどう定めるのかということを経験の専

門家等を交えながら、条文としてどのように作っていくのかというのは難しい作業になると思う。ただ、発言していただいた趣旨をどのように条例の中に盛り込むかというのは十分に検討していきたい。

【副委員長】

資料の作り方について。もう少し打ち合わせなどをした方が良かったのではないかな。差別事例を挙げた方が良いのか、それとも条文として文章にしていこうとすることを求めているのか。市が何をやって欲しいのかがこの文章ではわからない。私も事例は沢山用意してきた。事例は挙げられるが、一つの条文にしていこうためにはもう少し説明が欲しい。条文を作るということをやっているのですね。

【委員長】

条文をつくるための土台になるような議論を今日はしたい。
副委員長は条文を案として具体的に示し、その背景にどういった考え方があるかを説明して、早めに具体的な議論に入った方が良いと考えているか。

【副委員長】

それも大事だとは思う。
資料2を見ると、事例を沢山出すことはできる。それを今日話せば良いのか。
国立市では「差別の定義」というところで「障害を理由として、障がいのない人との間で不当な差別的扱いをすることにより、障がい者の権利を侵害すること。また、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしないことをいう」と書かれている。この一つ一つの「権利」「侵害」「差別的扱い」等の文言について具体的に話し合いをしましょう、というような投げかけならわかる。しかし、「助けてくれない」「受け止めてくれない」ということが、どのように条文に繋がるのかなと私は思う。
繰り返しになるが、今日の資料では事例しか出てこない。差別事例を話し合えば良いのか。そうではない、と言うが、この資料だと差別事例を話し合えば良い、と見えてしまう。

【事務局】

資料2が非常にわかりにくいということで、申し訳ございません。条例で「差別」を定義するに当たり、「こういう場合が差別です」という具体的な事例を羅列すると数限りない。今日案として挙げたのは、「いろいろな事象をまとめるとこのような分類になるのではないか」というもの。事務局が出した案以外にも「不当な差別に当たる事例」「合理的配慮の不定期に当たる事例」「どちらにも含まれないが差別だと感じる事例」がある、という意見を障がい当事者の委員の皆様からいただきたいと思っていた。また、「条文としてはこのようなキーワードを入れてもらわないと不十分だ」等の意見もいただきたいと考えていた。事前の説明でその旨を伝えることが出来ず申し訳ございません。

【委員長】

定刻になった。条例の差別の定義について整理をして方向性を見出したいと思ったが、その点はもう一度時間をかける。

再度、論点を説明する。

「不当な差別にあたるもの」「合理的配慮の不提供にあたるもの」の二つについては既に国の法律で明確に定められている。これについて具体的に「これは差別にあたる」という事例を全て挙げるときりが無い。各地方自治体の条例も、具体例を挙げる方向性ではない。多摩市の条例の方向性としても具体的な事例を全て網羅するような方向性ではない方が良いのではないか。これがまず考え方の一点。

では、国の法律や都の条令との違いをどのように出していくのか。「不当な差別にあたるもの」「合理的配慮の不提供にあたるもの」以外の、いわゆる心理的な部分、姿勢の問題についてできるだけ方向性を見出していききたいというのが多摩市としての特徴を出す論点である。

もう一つ、資料 2 で強調しているのが「多摩市の条例として差別をどのように取扱い、対応していくのか」の二番目の「障がい者が差別を受けたと声を上げたとき、差別なのかどうか判定することよりも、どうしたら差別と感ずる出来事が解消されるのか調整・対応すること。(すなわち、差別として申し出がされても、実際には法律に照らして「これは差別としては成立しない」という案件もあるが、本人が差別と感ずていることができるだけ起こらないよう調整・対応する事。)」 「同じような出来事が起こらないような環境を整えていくことを市が進めていくことを示せたら良いのではないか」。これが 2 点目のポイント。

この資料で伝えたかったのはこのポイントだと思うが、それをもう少し皆様にわかりやすく、理解していただけるようにもう一度整え直して議論を続けていきたい。

【副委員長】

可能であれば他の市の差別の定義のサンプルを資料としてつけて欲しい。多摩市が載せたい内容を今資料に掲げていると思うが、それを短い文章にしていかなければならない。その場合、他の市の事例があるとわかりやすいと思う。

【委員長】

時間の制限があるので、今後の議論については今説明したような方向性でもう 1 度意見交換の時間を設けたい。それでは内容の議論はこれにて閉じさせていただく。事務局から連絡事項をお願いします。

【事務局】

議論ありがとうございました。事務連絡。

一点目。次回の日程は、8 月 21 日の水曜日の午後 6 時から、場所は 301・302 会議

4. 閉会	<p>室の予定。</p> <p>二点目。要点録の確認について、今日から 1 週間、7 月 31 日までに何か修正等があれば連絡ください。以上。</p> <p>【委員長】</p> <p>以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
-------	---